

# 社団法人 青年海外協力協会常勤役員給与規程

平成 10 年 3 月 15 日  
規 程 第 12 号

## ( 総則 )

第 1 条 社団法人青年海外協力協会定款(昭和 58 年 12 月 27 日)第 18 条第 1 項に基づき、会長が定める常勤役員の給与については、別に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

## ( 給与の区分 )

第 2 条 常勤役員の給与は、本俸、通勤手当及び特別手当とする。

## ( 本俸 )

第 3 条 常勤役員の本俸月額、理事会の決議に基づき、定めた額とする。

## ( 給与の支給 )

第 4 条 給与は、法令等に基づき控除すべき金額を控除し、毎月 25 日に原則として通貨で支払うものとする。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、会長が指定する日に支給することができる。

3 通勤手当は、社団法人青年海外協力協会職員給与規程(平成 10 年 3 月 15 日規程 第 12 条)に規定する通勤手当を準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

## ( 日割計算 )

第 5 条 月の途中において異動を生じた時は役員給与(特別手当を除く。)は、その事実の発生した日を基準として、その月の現日数から在職しない月の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与(特別手当を除く。)を支給する。

## ( 特別手当 )

第 6 条 特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日から起算して 15 日を超えない範囲内において会長が指定する日に支給する。当該基準日 1 ヶ月以内に退職、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

## ( その他 )

第 7 条 この規程に定めるものの他、給与の支給に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

第 66 回理事会決定（平成 10 年 3 月 15 日）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。